

市 会 議 案

令和元年6月定例会（令和元年6月14日提出）

名 古 屋 市

目 次

令和元年第1号議案	名古屋市市税条例等の一部改正について……………	1頁
令和元年第2号議案	名古屋市介護保険条例の一部改正について……………	27頁
令和元年第3号議案	名古屋市建築基準法施行条例の一部改正について……………	31頁
令和元年第4号議案	火災予防条例の一部改正について……………	37頁
令和元年第10号議案	訴訟上の和解について……………	43頁
令和元年第11号議案	損害賠償の額の決定について……………	45頁
シ 12 "	子ども、子育て支援法-----～ (追加)	1

令和元年第1号議案

名古屋市市税条例等の一部改正について

名古屋市市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和元年6月14日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市市税条例等の一部を改正する条例

(名古屋市市税条例の一部改正)

第1条 名古屋市市税条例(昭和37年名古屋市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第20条の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改める。

第20条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「有するもの」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける市内に住所を有する者で扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有するもの若しくは単身児童扶養者であるもの」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「支払者から」を「支払者(以下この条において「公的年金等支払者」

という。)から」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に、「当該公的年金等の支払者」を「当該公的年金等支払者」に改め、同条第2項中「公的年金等の支払者」を「公的年金等支払者」に改める。

附則第9条の前の見出し、同条、附則第9条の2及び附則第10条（見出しを含む。）中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第11条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第12条、附則第14条の前の見出し、同条、附則第14条の2、附則第14条の2の2（見出しを含む。）及び附則第14条の4中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第16条の2の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（附則第16条の4第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第54条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第16条の4に次の1項を加える。

- 3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第55条の3第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第17条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第19条第2項及び第3項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第24条中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

第2条 名古屋市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第17条中「指定」の次に「（以下この条において「初回車両番号指定」という。）」を加え、同条に次の4項を加える。

- 2 法附則第30条第2項各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第56条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3

月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ	3,900円	1,000円
第2号ウ(ア)a	6,900円	1,800円
第2号ウ(ア)b	10,800円	2,700円
第2号ウ(イ)a	3,800円	1,000円
第2号ウ(イ)b	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項各号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち、3輪以上のものに対する第56条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ	3,900円	2,000円
第2号ウ(ア)a	6,900円	3,500円
第2号ウ(ア)b	10,800円	5,400円
第2号ウ(イ)a	3,800円	1,900円
第2号ウ(イ)b	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項各号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第56条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度

分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ	3,900円	3,000円
第2号ウ(7)a	6,900円	5,200円
第2号ウ(7)b	10,800円	8,100円
第2号ウ(イ)a	3,800円	2,900円
第2号ウ(イ)b	5,000円	3,800円

- 5 法附則第30条第2項各号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第56条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(名古屋市市税減免条例の一部改正)

第3条 名古屋市市税減免条例(平成20年名古屋市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「寡夫」の次に「、単身児童扶養者」を加える。

(名古屋市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 名古屋市市税条例等の一部を改正する条例(平成29年名古屋市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条中名古屋市市税条例第62条第1項の改正規定を次のように改める。

第62条第1項中「の所有者」を「に係る種別割の納税義務者」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 法第445条第1項若しくは名古屋市市税減免条例(平成20年名古屋市条例第37号)第8条の2の規定により軽自動車税を課されない原動機付自転車等の所有者又は同条例第9条第1項第3号から第5号までの規定により種別割を課されない原動機付自転車等の所有者は、市の区域内に

当該原動機付自転車等の主たる定置場を有することとなった場合においては、その事由が発生した日から15日以内に、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。

第2条のうち名古屋市市税条例附則第17条第1項の改正規定中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

第5条 名古屋市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年名古屋市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第4条のうち名古屋市市税減免条例附則に1条を加える改正規定中「平成32年度分」を「令和2年度分」に、「平成31年中」を「令和元年（平成31年1月1日から令和元年12月31日までの期間をいう。）中」に、「平成31年12月31日」を「令和元年12月31日」に、「平成32年中」を「令和2年中」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条（名古屋市市税条例附則第16条の2の次に1条を加える改正規定、同条例附則第16条の4に1項を加える改正規定及び次号に掲げる改正規定を除く。）、第4条及び第5条の規定 公布の日
 - (2) 第1条中名古屋市市税条例第20条の2及び第20条の3の改正規定並びに次項の規定 令和2年1月1日
 - (3) 第3条の規定及び附則第3項の規定 令和3年1月1日
 - (4) 第2条中名古屋市市税条例附則第17条に4項を加える改正規定（同条第5項に係る部分に限る。） 令和3年4月1日
（個人の市民税に関する経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の名古屋市市税条例（以下この項において「新条例」という。）第20条の3第1項の規定は、前項第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。

以下この項において「新所得税法」という。) 第203条の6第1項に規定する公的年金等(新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する新条例第20条の3第1項に規定する申告書について適用する。

- 3 第3条の規定による改正後の名古屋市市税減免条例の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出したのは、地方税法の一部改正等に伴い、個人の市民税等について規定を整備する必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)
(改正案前)

1 名古屋市市税条例 (抜すい (第1条に係る部分に限る。))

(個人の市民税に係る給与所得者の 扶養親族等申告書 / 扶養親族申告書)

第20条の2 (略)

2 }
3 } (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の 扶養親族等申告書 / 扶養親族申告書)

第20条の3 所得税法 第203条の6 / 第203条の5 第1項の規定により同項に規定する申告書

を提出する義務がある者で市内に住所を有するもの 又は法の施行地において

同項に規定する公的年金等 (所得税法第203条の7の規定の適用を受けるも

のを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける市

内に住所を有する者で扶養親族 (控除対象扶養親族を除く。)を有するもの

若しくは単身児童扶養者であるものは、当該申告書の提出の際に經由すべき

所得税法第203条の6第1項に規定する 公的年金等の支払者 (以下この条に

同項の 公的年金等支払者 という。)から毎年最初に 同項に規定する 公的

年金等の支払を受ける日の前日までに、法第317条の3の3第1項各号に掲

げる事項を記載した申告書 (以下この条において「申告書」という。)を、

当該 公的年金等支払者 / 公的年金等の支払者 を經由して、市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、申告書がその提出の際に經由すべき 公的年金等支払 / 公的年金等の支

者 に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出さ

れたものとみなす。

附 則

(宅地等に対して課する平成30年度から $\frac{\text{令和2年度}}{\text{平成32年度}}$ までの各年度分の固定資産税の特例)

第9条 宅地等に係る平成30年度から $\frac{\text{令和2年度}}{\text{平成32年度}}$ までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、法附則第18条第1項の宅地等調整固定資産税額を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から $\frac{\text{令和2年度}}{\text{平成32年度}}$ までの各年度分の固定資産税の額は、法附則第18条第5項の商業地等調整固定資産税額とする。

第9条の2 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条に規定するところにより、平成30年度から $\frac{\text{令和2年度}}{\text{平成32年度}}$ までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定は適用しない。

(農地に対して課する平成30年度から $\frac{\text{令和2年度}}{\text{平成32年度}}$ までの各年度分の固定資産税の特例)

第10条 農地に係る平成30年度から $\frac{\text{令和2年度}}{\text{平成32年度}}$ までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、法附則第19条第1項の農地調整固定資産税額を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

(市街化区域農地に対して課する固定資産税の特例)

第11条 $\frac{\text{令和元年度}}{\text{平成31年度}}$ 以降の各年度に係る賦課期日において法附則第19条の2第2項及び第3項並びに第19条の2の2第2項及び第3項に掲げる事情がある土地については、当該事情がある賦課期日に係る年度分の固定資産税に限り、第34条の規定を適用する場合には、法附則第19条の2第2項及び第3項並びに第19条の2の2第2項及び第3項に定めるところによる。

2 (略)

第12条 市街化区域農地に係る平成30年度から $\frac{\text{令和2年度}}{\text{平成32年度}}$ までの各年度分の固定資産税の額は、前条第2項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、法附則第19条の4第1項の市街化区域農地調整固定資産税額を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

(宅地等に対して課する平成30年度から $\frac{\text{令和2年度}}{\text{平成32年度}}$ までの各年度分の都市計画税の特例)

第14条 宅地等に係る平成30年度から $\frac{\text{令和2年度}}{\text{平成32年度}}$ までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、法附則第25条第1項の宅地等調整都市計画税額を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から $\frac{\text{令和2年度}}{\text{平成32年度}}$ までの各年度分の都市計画税の額は、法附則第25条第5項の商業地等調整都市計画税額とする。

第14条の2 地方税法等の一部を改正する法律附則第22条に規定するところにより、平成30年度から $\frac{\text{令和2年度}}{\text{平成32年度}}$ までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定は適用しない。

(農地に対して課する平成30年度から $\frac{\text{令和2年度}}{\text{平成32年度}}$ までの各年度分の都市計画税の特例)

第14条の2の2 農地に係る平成30年度から $\frac{\text{令和2年度}}{\text{平成32年度}}$ までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、法附則第26条第1項の農地調整都市計画税額を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

第14条の4 市街化区域農地に係る平成30年度から $\frac{\text{令和2年度}}{\text{平成32年度}}$ までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、法附則第27条の2第1項の市街化区域農地調

整都市計画税額を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第16条の2の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第16条の4第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第54条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第16条の4 (略)

2 (略)

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第55条の3第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の税率の特例)

第17条 法附則第30条第1項に規定する平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた3輪以上の軽自動車に対する $\frac{\text{令和元年度分}}{\text{平成31年度分}}$ の軽自動車税に係る第56条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

2 法附則第30条第2項各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第56条の規

定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には $\frac{\text{令和元年度分}}{\text{平成31年度分}}$ の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

- 3 法附則第30条第3項各号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第56条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には $\frac{\text{令和元年度分}}{\text{平成31年度分}}$ の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

- 4 法附則第30条第4項各号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第56条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には $\frac{\text{令和元年度分}}{\text{平成31年度分}}$ の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

(譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第19条 (略)

- 2 昭和63年度から $\frac{\text{令和2年度}}{\text{平成32年度}}$ までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税

特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。)の譲渡(同条第1項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。)をした場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当するときにおける前項に規定する譲渡所得(第4項の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る市民税の所得割については、同条第4項に規定するところによる。

- 3 前項の規定は、昭和63年度から $\frac{\text{令和2年度}}{\text{平成32年度}}$ までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当するときにおける第1項に規定する譲渡所得に係る市民税の所得割について準用する。

4 }
5 } (略)

(個人の均等割の税率の特例)

第24条 第8条第1号又は第2号の者に対して課する均等割の税率は、平成26年度から $\frac{\text{令和5年度}}{\text{平成35年度}}$ までの各年度分の個人の市民税に限り、第12条第1項及び名古屋市市民税減税条例(平成23年名古屋市条例第48号)第2条の規定にかかわらず、年額3,300円とする。

- 2 名古屋市市税条例附則(抜すい(第2条に係る部分に限る。))

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第17条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車~~が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定~~(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第56条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

- 2 法附則第30条第2項各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第56条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ	3,900円	1,000円
第2号ウ(ア)a	6,900円	1,800円
第2号ウ(ア)b	10,800円	2,700円
第2号ウ(イ)a	3,800円	1,000円
第2号ウ(イ)b	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第3項各号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち、3輪以上のものに対する第56条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ	3,900円	2,000円
第2号ウ(ア)a	6,900円	3,500円
第2号ウ(ア)b	10,800円	5,400円
第2号ウ(イ)a	3,800円	1,900円
第2号ウ(イ)b	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第4項各号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの
(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第56条の規定の適用に
ついては、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日
までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の
種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月
31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車
税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる
字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ	3,900円	3,000円
第2号ウ(ア)a	6,900円	5,200円
第2号ウ(ア)b	10,800円	8,100円
第2号ウ(イ)a	3,800円	2,900円
第2号ウ(イ)b	5,000円	3,800円

- 5 法附則第30条第2項各号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗
用のものに対する第56条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年
4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合に
は令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月
1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令

和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の
規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

3 名古屋市市税減免条例（抜すい）

（個人の市民税の減免）

第2条 名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号。以下「市税条例」という。）第8条第1号の市民税の納税義務者が、次の各号のいずれかに該当し、市長が必要であると認める場合においては、その者に対し、その者に課する市民税額からそれぞれ当該各号に掲げる額を減免する。

(1) }
> } (略)
(4) }

(5) 賦課期日現在、障害者、未成年者、寡婦、寡夫、单身児童扶養者又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第1条に規定する被爆者（障害者である者を除く。）である者で、前年中における総所得金額等が法第295条第1項第2号に規定する額又は非課税限度額のいずれか多い額に33万円を加算した額以下のもの 税額の2分の1に相当する額

(6) }
> } (略)
(12) }

2 }
> } (略)
5 }

4 名古屋市市税条例等の一部を改正する条例（平成29年名古屋市条例第20号）
（抜すい）

第2条 名古屋市市税条例の一部を次のように改正する。

第62条第1項中「の所有者」を「に係る種別割の納税義務者」に改め、^同項ただし書を削り、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 法第445条第1項若しくは名古屋市市税減免条例（平成20年名古屋市条例第37号）第8条の2の規定により軽自動車税を課されない原動機付自転車等の所有者又は同条例第9条第1項第3号から第5号までの規定により種別割を課されない原動機付自転車等の所有者は、市の区域内に当該原動機付自転車等の主たる定置場を有することとなった場合においては、その事由が発生した日から15日以内に、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。

附則第17条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた」を削り、「^{令和元年}平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

(略)

5 名古屋市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年名古屋市条例第50号）
（抜すい）

(名古屋市市税減免条例の一部改正)

第4条 名古屋市市税減免条例(平成20年名古屋市条例第37号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

(令和2年度分
平成32年度分の個人の市民税の減免)

第13条 令和2年度分
平成32年度分の個人の市民税の減免に限り、第2条第1項第8号中

「前年中」とあるのは「令和元年(平成31年1月1日から令和元年12月31日
平成31年中
日までの期間をいう。)中」と、「賦課期日の属する年中」とあるのは「

令和元年
平成31年12月31日において適用されていた同法その他の所得税に関する法

令で定めるところにより算定した令和2年中
平成32年中」と読み替えるものとする。

(参考 2)

参 照 条 文

1 地方税法（昭和25年法律第226号）抜すい 新旧対照 ^{改正後}_{改正前}

（個人の市町村民税に係る給与所得者の^{扶養親族等申告書}_{扶養親族申告書}）

第317条の3の2 （略）

2 }
3 } (略)
5 }

（個人の市町村民税に係る公的年金等受給者の^{扶養親族等申告書}_{扶養親族申告書}）

第317条の3の3 所得税法^{第203条の6}_{第203条の5}第1項の規定により同項に規定する
申告書を提出しなければならない者^{又はこの法律の施行地において同項に規}
定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。

以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける第294条第1
項第1号に掲げる者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有
する者若しくは単身児童扶養者である者（以下この条において「公的年金等

受給者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき^{所得税法第203}_{同項の}
条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年

金等支払者」という。）から毎年最初に^{同項に規定する}公的年金等の支払を
受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を
記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、当該公的年金等受給
者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

- (1)
- (2)
- (3) } (略)
- (4)
- (3)
- 2 } (略)
- 5 }

附 則

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第29条の8の2 市町村は、第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間（附則第29条の18第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第443条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課することができない。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第29条の18 (略)

2 (略)

3 自家用の3輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第30条 3輪以上の軽自動車（電気軽自動車（第446条第1項第1号に規定す

る電気軽自動車をいう。次項第1号において同じ。）、天然ガス軽自動車（同条第1項第2号
同項第2号に規定する天然ガス軽自動車をいう。次項第2号において
同じ。）、メタノール軽自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用
いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。）、混合メタノール軽自動車
（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で総務省令で定めるものを
内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。）及
びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車（内燃機関を有
する軽自動車で併せて電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用
いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大
気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資する
もので総務省令で定めるものをいう。）並びに被けん引自動車を除く。）に
対する当該軽自動車が最初の第444条第3項に規定する車両番号の指定（次
項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から
起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割
に係る第463条の15第1項の規定の適用については、当分の間、次の表の上
欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に
掲げる字句とする。

(略)

- 2 次に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第463条の15第1項の規定の適用
については、当該軽自動車が平成31年4月1日から平成32年3月31日までの
間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割
に限り、当該軽自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に
初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限
り、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ
れ同表の下欄に掲げる字句とする。

(1) 電気軽自動車

(2) 天然ガス軽自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた第446条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合するもの又は同号ロに規定する平成21年天然ガス車基準（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので総務省令で定めるもの

第2号ロ	3,900円	1,000円
第2号ハ(1)(i)	6,900円	1,800円
第2号ハ(1)(ii)	10,800円	2,700円
第2号ハ(2)(i)	3,800円	1,000円
第2号ハ(2)(ii)	5,000円	1,300円

3 次に掲げる第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち、3輪以上のものに対する第463条の15第1項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(1) 乗用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第446条第1項第3号イ

(1) (i)に規定する平成30年ガソリン軽中量車基準（次号及び次項において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値

の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第3号イ

(1) (ii)に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準（次号及び次項において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値

の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が同条第1項第

3号イ(2)に規定する平成32年度基準エネルギー消費効率（次項第1号に

おいて「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の130

を乗じて得た数値以上のもので総務省令で定めるもの

(2) 貨物用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中

量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化

物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4

分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が第446条第1項第

3号ロ(2)に規定する平成27年度基準エネルギー消費効率（次項第2号に

おいて「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の135

を乗じて得た数値以上のもので総務省令で定めるもの

第2号ロ	3,900円	2,000円
第2号ハ(1)(i)	6,900円	3,500円
第2号ハ(1)(ii)	10,800円	5,400円
第2号ハ(2)(i)	3,800円	1,900円
第2号ハ(2)(ii)	5,000円	2,500円

4 次に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第463条の15第1項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(1) 乗用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので総務省令で定めるもの

(2) 貨物用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上のもので総務省令で定めるもの

第2号口	3,900円	3,000円
------	--------	--------

第2号ハ(1)(i)	6,900円	5,200円
第2号ハ(1)(ii)	10,800円	8,100円
第2号ハ(2)(i)	3,800円	2,900円
第2号ハ(2)(ii)	5,000円	3,800円

2 地方税法（抜すい） 新旧対照 $\left(\begin{array}{l} \text{改正後} \\ \text{改正前} \end{array}\right)$

（個人の市町村民税の非課税の範囲）

第295条 市町村は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては市町村民税（第2号に該当する者にあつては、第328条の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課することができない。ただし、この法律の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

(1) (略)

(2) 障害者、未成年者、寡婦、~~又は寡夫~~ 又は単身児童扶養者（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）

2 } (略)
3 }

附 則

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第30条 (略)

2 } (略)
3 }
4 }

5 第2項に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第463条の15第1項の規定の適用については、当該軽自動車が平成33年4月1日から平成34年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平

成34年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が平成34年4月1日
から平成35年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成35
年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の上欄に掲げる同条第1項
の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とす
る。

3 地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）附則（抜すい）

（施行期日）

第1条 この法律は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) （略）

(2) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第6条、第11条及び第18条の規定 平成31年10月1日

(3) 第2条中地方税法第23条第1項第12号の次に1号を加える改正規定、同法第34条第1項第11号の改正規定、同法第45条の2に1項を加える改正規定、同法第45条の3の2及び第45条の3の3の改正規定、同法第292条第1項第12号の次に1号を加える改正規定、同法第314条の2第1項第11号の改正規定、同法第317条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定並びに同法第317条の3の2、第317条の3の3、第317条の4、第317条の5及び第324条の改正規定並びに同法附則第44条の2の改正規定並びに附則第3条及び第14条の規定 平成32年1月1日

(4) （略）

(5) 第3条中地方税法第24条の5第1項第2号の改正規定、同法第45条の2第1項第8号を同項第9号とし、同項第7号の次に1号を加える改正規定、同法第295条第1項第2号の改正規定及び同法第317条の2第1項第8号を同項第9号とし、同項第7号の次に1号を加える改正規定並びに附則第

4条、第15条及び第33条の規定 平成33年1月1日

- (6) 第3条中地方税法附則第12条の3に1項を加える改正規定、同法附則第12条の4第4項及び第5項を削る改正規定、同法附則第12条の5第1項及び第30条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに同法附則第30条の2第1項の改正規定並びに附則第12条第2項及び第19条の規定

平成33年4月1日

- (7) }
5 } (略)
(13) }

第14条 (略)

2 (略)

3 32年新法第317条の3の3第1項の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき新所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する32年新法第317条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

4 (略)

第15条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の地方税法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成32年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

令和元年第 2 号議案

名古屋市介護保険条例の一部改正について

名古屋市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和元年 6月14日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市介護保険条例の一部を改正する条例

名古屋市介護保険条例（平成12年名古屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第 7条第 1項中「平成32年度」を「令和 2年度」に改め、同条第 2項中「又は第 2号」を「から第 4号まで」に改め、同項第 1号及び第 2号中「3,835円」を「9,587円」に改め、同項に次の 2号を加える。

(3) 前項第 3号に該当するに至った者 9,587円

(4) 前項第 4号に該当するに至った者 1,917円

第 7条第 3項中「及び第 2号」を「から第 4号まで」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の名古屋市介護保険条例（以下「新条例」という。）第 7条第 2項及び第 3項の規定は、平成31年 4月 1日から適用する。

2 新条例第 7 条第 2 項及び第 3 項の規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出したのは、介護保険法施行令の一部改正に伴い、規定を整備する等の必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市介護保険条例 (抜すい)

(保険料率及び保険料の額)

第 7 条 平成30年度から令和 2年度までの各年度における保険料率は、令第39条第 1項の基準に基づき算定するものとし、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第 1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) }
5 } (略)
(15) }

2 次条の規定による算定を行った結果、前項第 1号から第 4号まで又は第 2号に該当するに至った者に係る保険料の額は、次の各号に掲げる第 1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額した額とする。

(1) 前項第 1号に該当するに至った者 $\frac{9,587\text{円}}{3,835\text{円}}$

(2) 前項第 2号に該当するに至った者 $\frac{9,587\text{円}}{3,835\text{円}}$

(3) 前項第 3号に該当するに至った者 9,587円

(4) 前項第 4号に該当するに至った者 1,917円

3 第 1項 (第 1号から第 4号まで及び第 2号を除く。) の保険料率により算定する当該年度における保険料の額及び前項の規定による減額後の保険料の額は、その10円未満の端数を切り捨てる。

(参考 2)

参 照 条 文

介護保険法施行令（平成10年政令第 412号）抜すい 新旧対照

(改正後)
(改正前)

(特別の基準による保険料率の算定)

第39条 (略)

2 }
5 } (略)
4 }

5 第 1項第 1号に掲げる第 1号被保険者の保険料の減額賦課についての法第

146条に規定する政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合から $\frac{10}{10}$ 分

の $\frac{1.25}{0.5}$ を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗

じて得た額であることとする。

6 第 1項第 2号に掲げる第 1号被保険者の保険料の減額賦課についての法第

146条に規定する政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合から10分

の1.25を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗

じて得た額であることとする。

7 第 1項第 3号に掲げる第 1号被保険者の保険料の減額賦課についての法第

146条に規定する政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合から10分

の0.25を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗

じて得た額であることとする。

名古屋市建築基準法施行条例の一部改正について

名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和元年6月14日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

名古屋市建築基準法施行条例（平成12年名古屋市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第17条第15号中「180,000円」を削り、同号に次のように加える。

- | | |
|---|----------|
| ア 法第48条第16項第1号（法第88条第2項において準用する場合を含む。）に該当する場合 | 120,000円 |
| イ 法第48条第16項第2号（法第88条第2項において準用する場合を含む。）に該当する場合 | 140,000円 |
| ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 | 180,000円 |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、建築基準法の一部改正に伴い、手数料の額を改定する必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案 / 現 行)

名古屋市建築基準法施行条例 (抜すい)

(手数料を徴収する事務の種別及び額)

第17条 次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) }
{ (略)
(14) }

(15) 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書(法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査

用途地域における建築等許可申請手数料	<u>180,000円</u>
<u>ア 法第48条第16項第1号(法第88条第2項において準用する場合を含む。)に該当する場合</u>	<u>120,000円</u>
<u>イ 法第48条第16項第2号(法第88条第2項において準用する場合を含む。)に該当する場合</u>	<u>140,000円</u>
<u>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合</u>	<u>180,000円</u>

(16) }
{ (略)

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案 / 現 行)

名古屋市建築基準法施行条例 (抜すい)

(手数料を徴収する事務の種別及び額)

第17条 次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) }
5 } (略)
(14) }

(15) 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書(法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査

用途地域における建築等許可申請手数料	180,000円
<u>ア 法第48条第16項第1号(法第88条第2項において準用する場合を含む。)に該当する場合</u>	<u>120,000円</u>
<u>イ 法第48条第16項第2号(法第88条第2項において準用する場合を含む。)に該当する場合</u>	<u>140,000円</u>
<u>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合</u>	<u>180,000円</u>

(16) }
5 } (略)

(58) J

(参考 2)

参 照 条 文

建築基準法（昭和25年法律第201号）抜すい 新旧対照 ^{改正後}_{改正前}

（用途地域等）

第48条 （略）

2 }
5 } (略)
14 }

15 特定行政庁は、前各項のただし書の規定による許可^{（次項において「特例許可」という。）}

をする場合においては、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開に^{より意見を聴取し}_{よる意見の聴取を行い}、かつ、建築審査会の同意を得なければならない。ただし、前各項のただし書の規定による許可

を受けた建築物の増築、改築又は移転（これらのうち、政令で定める場合に限る。）について許可をする場合においては、この限りでない。

16 前項の規定にかかわらず、特定行政庁は、第1号に該当する場合においては同項の規定による意見の聴取及び同意の取得を要せず、第2号に該当する場合には同項の規定による同意の取得を要しない。

(1) 特例許可を受けた建築物の増築、改築又は移転（これらのうち、政令で定める場合に限る。）について特例許可をする場合

(2) 日常生活に必要な政令で定める建築物で、騒音又は振動の発生その他の

事象による住居の環境の悪化を防止するために必要な国土交通省令で定め
る措置が講じられているものの建築について特例許可（第1項から第7項
までの規定のただし書の規定によるものに限る。）をする場合

$\frac{17}{16}$ (略)

令和元年第 4号議案

火災予防条例の一部改正について

火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和元年 6月14日提出

名古屋市長 河 村 たかし

火災予防条例の一部を改正する条例

火災予防条例（昭和37年名古屋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第36条の 6中「それぞれ」の次に「当該」を加え、同条第 1号中「作動時間が60秒以内」を「閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（昭和40年自治省令第 2号）第12条の表の中欄に掲げる種別が 1種」に改め、同条中第 6号を第 7号とし、第 5号の次に次の 1号を加える。

- (6) 特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第 156号）第 3条第 2項及び第 3項に定める技術上の基準に従い設置したとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、住宅用防災警報器等の設置の免除について、必要な事項を定める必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 改正案
(現 行)

火災予防条例 (抜すい)

(設置の免除)

第36条の6 前3条の規定にかかわらず、第36条の4第1項各号及び前条第1項に規定する住宅の部分に、次の各号に掲げる設備を、それぞれ当該各号に定める技術上の基準に従い設置したときは、当該設備の有効範囲内の住宅の部分について、住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。

(1) スプリンクラー設備（標示温度が75度以下で閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（昭和40年自治省令第2号）第12条の表の中欄に掲げる種別が1種の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を令第12条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い設置したとき。

(2) }
5 } (略)
(5) }

(6) 特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い設置したとき。

(7)
(6) (略)

(参考 2)

参 照 条 文

1 住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める

省令（平成16年総務省令第 138号）抜すい 新旧対照 $\left(\frac{\text{改正後}}{\text{改正前}}\right)$

（閉鎖型スプリンクラーヘッド）

第 5条 令第 5条の 7第 1項第 3号の総務省令で定める閉鎖型スプリンクラーヘッドは、標示温度が75度以下で種別が一種作動時間が60秒以内のものとする。

2 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第 156号）抜すい

（自動火災報知設備に代えて用いることができる特定小規模施設用自動火災報知設備）

第 3条 （略）

2 前項に定める特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) 特定小規模施設用自動火災報知設備の警戒区域（火災の発生した区域を他の区域と区別して識別することができる最小単位の区域をいう。）は、令第21条第 2項第 1号及び第 2号の規定の例によること。

(2) 特定小規模施設用自動火災報知設備の感知器は、次のイからハまでに掲げる場所の天井又は壁（イに掲げる場所（床面積が30平方メートル以下のものに限る。）の壁に限る。以下この号において同じ。）の屋内に面する部分（天井のない場合にあつては、屋根又は壁の屋内に面する部分）に、有効に火災の発生を感知することができるように設けること。

イ 建築基準法（昭和25年法律第 201号）第 2条第 4号に規定する居室及び床面積が 2平方メートル以上の収納室

ロ 倉庫、機械室その他これらに類する室

ハ 階段及び傾斜路、廊下及び通路並びにエレベーターの昇降路、リネンシュート及びパイプダクトその他これらに類するもの（第 2 条第 1 号イ（1）、ロ（1）及びハに掲げる防火対象物の内部に設置されている場合に限る。）

(3) 特定小規模施設用自動火災報知設備には、非常電源を附置すること。

3 前項に定めるもののほか、特定小規模施設用自動火災報知設備は、消防庁長官が定める設置及び維持に関する技術上の基準に適合するものでなければならない。

令和元年第10号議案

訴訟上の和解について

下記のとおり、訴訟上の和解を行うものとする。

令和元年6月14日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 当事者、事件番号及び事件名

原告 名古屋市中川区明徳町3丁目62番地の1
小塚 俊輝外4名

被告 名古屋市

名古屋地方裁判所平成29年(ワ)第2203号

損害賠償請求事件

2 和解条項の骨子

(1) 被告は、原告らに対して、和解金として金218,550,000円を支払う。

(2) 原告らは、その余の請求を放棄する。

(理 由)

この案を提出したのは、本件訴訟に関し、裁判所の勧告に従い訴訟上の和解をする必要があるによる。

(参 考)

事件の概要

平成26年7月2日、名古屋市中川区八剣町1丁目9番地の名古屋市立昭和橋中学校の第2学年生徒であった原告小塚俊輝（本件当時13年）は、保健体育の授業中、教諭の指導の下にプールへの飛び込みを行ったところ、当該プールの底に頭部を打ちつけ、脊髄損傷による両上肢機能全廃等の障害を負った。

この事故について、原告らは平成29年5月19日名古屋地方裁判所に対し本市を被告として損害賠償請求の訴えを提起し、審理がなされてきたが、裁判所の勧告により、このたび、訴訟上の和解が成立する見込みとなった。

令和元年第11号議案

損害賠償の額の決定について

平成30年9月5日、名古屋市名東区藤巻町2丁目地内の本市が管理する名古屋都市計画公園第5・6・1号東山公園事業予定地において、樹木が倒れ、名古屋市名東区藤巻町2丁目2番地の1290の鈴木りり（事故当時65年）の植栽、ブロック塀等が破損した事件に関し、当該被害者に対する損害賠償の額を金2,818,800円とするものとする。

令和元年6月14日提出

名古屋市長 河 村 たかし

（理 由）

この案を提出したのは、法律上の義務に属する損害賠償の額を決定する必要があるによる。

（事 実）

平成30年9月5日、名古屋市名東区藤巻町2丁目地内の本市が管理する名古屋都市計画公園第5・6・1号東山公園事業予定地において、樹木が倒れ、鈴木りりの植栽、ブロック塀等に当たり、当該植栽、ブロック塀等が破損したものである。

賠償額の算出基礎は、次表のとおりである。

項 目	金 額
修 繕 費	2,818,800円



令和元年第12号議案

名古屋市子ども・子育て支援法施行条例及び名古屋市特定教育・
保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条
例の一部改正について

名古屋市子ども・子育て支援法施行条例及び名古屋市特定教育・保育施設及
び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
を次のとおり定めるものとする。

令和元年 6月14日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市子ども・子育て支援法施行条例及び名古屋市特定教育・
保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例

(名古屋市子ども・子育て支援法施行条例の一部改正)

第 1条 名古屋市子ども・子育て支援法施行条例（平成27年名古屋市条例第53
号）の一部を次のように改正する。

第 2条を次のように改める。

(利用者負担額)

第 2条 法第27条第 3項第 2号、法第28条第 2項各号及び法第30条第 2項第
2号から第 4号までに規定する政令で定める額を限度として市町村が定め
る額（法第27条第 3項第 2号、法第28条第 2項第 1号並びに法第30条第 2
項第 3号及び第 4号の場合にあっては、教育・保育給付 1号認定子ども（
法第19条第 1項第 1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育
給付認定子どもをいう。）又は教育・保育給付 2号認定子ども（同項第 2

号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもをいう。以下同じ。) (次項に規定する教育・保育給付特定 2号認定子どもを除く。附則第 2項において同じ。)に係る額に限る。)は、0円とする。

- 2 法第27条第 3項第 2号、法第28条第 2項第 1号、法第29条第 3項第 2号並びに法第30条第 2項第 1号、第 3号及び第 4号に規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額(法第27条第 3項第 2号、法第28条第 2項第 1号並びに法第30条第 2項第 3号及び第 4号の場合にあっては、教育・保育給付特定 2号認定子ども(教育・保育給付 2号認定子どものうち、満 3歳に達する日以後の最初の 3月31日までの間にあるものをいう。以下同じ。)又は教育・保育給付 3号認定子ども(法第19条第 1項第 3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもをいう。以下同じ。)に係る額に限る。)は、別表の各月初日の教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分欄に掲げる世帯に対応して、それぞれ同表の利用者負担額基準月額欄に掲げる額とする。

第 3条中「第13条第 1項」の次に「(法第30条の 3において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を加える。

第 4条中「第14条第 1項」の次に「(法第30条の 3において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を加える。

附則第 1項中「(以下「施行日」という。)」を削る。

附則第 2項中「定める額」の次に「(教育・保育給付 2号認定子どもに係る額に限る。)」を加え、「別表第 2の各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分欄に掲げる世帯に対応して、それぞれ同表の利用者負担額基準月額欄に掲げる額」を「0円」に改める。

附則第 3項及び附則第 4項を次のように改める。

- 3 法附則第 6条第 4項に規定する特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額(教育・保育給付特定 2号認定子ども又は教育・保育給付 3号認定子どもに係る額に限る。)は、別表の各月初日の教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分欄に掲げる世帯に対応して、それぞれ同表の利用者負担額基準月額欄に掲げる額とする。

- 4 法附則第 9条第 1項第 1号イ、第 2号イ(1) 及びロ(1) 並びに第 3号イ

(1) 及びロ(1) に規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額は、0円とする。

附則別表を削る。

別表第 2を削り、別表第 1を次のように改める。

別表

各月初日の教育・保育給付認定 保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額基準月額	
		保育標準時間の認定を受けた教育・保育給付特定 2号認定子ども又は教育・保育給付 3号認定子ども	保育短時間の認定を受けた教育・保育給付特定 2号認定子ども又は教育・保育給付 3号認定子ども
A	生活保護法（昭和25年法律第 144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第 30号）による支援給付を受けている者（単給者を含む。）の属する世帯	0円	0円
B	A階層を除き、当該年度分（4月から 8月までにあつては前年度分）の市町村民税非課税の世帯	0円	0円
C1	A階層を除き、当該年度分（4月から 8月までにあつては前年度分）の市町村民税が均等割の額のみ（所得割非課税）の世帯	5,700円	5,700円
C2	A階層を除き、当該年度分（4月から 8月までにあつては前年度分）の市町村民税の所得割の額が右の区分に該当する世帯	10,000円未満	6,400円
C3		10,000円以上 40,800円未満	7,500円
C4		40,800円以上 43,800円未満	11,200円
C5		43,800円以上 55,200円未満	13,900円
C6		55,200円以上 67,000円未満	17,500円
C7		67,000円以上 88,800円未満	22,100円
			7,400円
			11,100円
			13,700円
			17,300円
			21,800円

C ₈	88,800円以上 110,000円未満	25,800円	25,400円
C ₉	110,000円以上 131,600円未満	29,400円	29,000円
C ₁₀	131,600円以上 180,000円未満	34,900円	34,400円
C ₁₁	180,000円以上 236,800円未満	42,700円	42,000円
C ₁₂	236,800円以上 281,000円未満	50,300円	49,500円
C ₁₃	281,000円以上 351,500円未満	58,300円	57,400円
C ₁₄	351,500円以上 411,800円未満	63,400円	62,400円
C ₁₅	411,800円以上 518,000円未満	63,900円	62,900円
C ₁₆	518,000円以上	64,000円	63,000円

備考

- 1 教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分は、教育・保育給付認定保護者、その配偶者並びに教育・保育給付認定保護者及びその配偶者と同一の世帯に属し、生計を一にしている者で、次に掲げる事由に該当するものの収入及び市町村民税の納付額により認定する。
 - (1) その者の地方税法（昭和25年法律第 226号）の規定による市町村民税を算定する場合において、教育・保育給付認定子どもを同法に規定する扶養親族としていること。
 - (2) その者が健康保険法（大正11年法律第70号）その他の医療保険に関する法律に規定するところにより、教育・保育給付認定子どもを被扶養者としていること。
 - (3) その者の収入及び市町村民税の納付額がその世帯に属する他の者より多いこと。
- 2 前項の教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分は、市町村民税の所得割を課されている者が複数あるときは、それぞれの市町村民税の所得割の額の合算額をもって認定する。
- 3 市町村民税の所得割の額とは、地方税法第 292条第 1項第 2号に掲げる所得割（同法第 328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第20条に定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額）をいう。
- 4 前項の市町村民税の所得割の額を算定する場合において、指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の19第 1項の指定

都市をいう。以下この項において同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、その者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、市町村民税の所得割の額を算定するものとする。

- 5 利用者負担額基準月額欄における保育標準時間とは子ども・子育て支援法施行規則第4条第1項本文に規定する1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の保育の利用をいい、保育短時間とは同項本文に規定する1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の保育の利用をいう。
- 6 教育・保育給付認定保護者の属する世帯がC₁階層からC₁₆階層までのうち規則で定めるものであって、次に掲げる世帯に該当する場合における利用者負担額基準月額は、この表にかかわらず、規則で定める。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で現に教育・保育給付認定子どもを扶養しているものの属する世帯
 - (2) 次に掲げる者の属する世帯
 - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳又は市長が発行する愛護手帳の交付を受けている者
 - イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第3条に定める特別児童扶養手当の支給の対象となる要件に該当する障害児
 - エ 国民年金法(昭和34年法律第141号)による障害基礎年金等の支給を受けている者
 - (3) 生活の状態が特に困窮していると市長が認めた世帯
- 7 教育・保育給付認定保護者が児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4に規定する里親である場合には、この表にかかわらず、里親として養育する教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額基準月額は、0円とする。
- 8 教育・保育給付認定保護者が子ども(児童福祉法第27条第1項第3号の規定により里親に委託され、又は市長が別に定める施設に入所していないものをいう。以下この項において同じ。)を3人以上(教育・保育給付特定2号認定子ども又は教育・保育給付3号認定子どもを1人以上含む場合に限る。)監護し、かつ、これらの子どもと生計を同じくする場合には、この表にかかわらず、当該子どものうち、その出生の最も早いものから順次に数えて第3番目以降の教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額基準月額は、0円とする。

9 同一の世帯に属する 2人以上の子ども（規則で定める子どもに限る。以下この項において同じ。）がいる場合（前項が適用される場合を除く。）において、当該子どものうち、その出生の最も早いものから順次に数えて第 2番目以降の教育・保育給付認定子どもの利用者負担額基準月額については、次の各号に掲げる教育・保育給付認定子どもの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第 2番目の教育・保育給付認定子ども この表に定める額に 2分の 1を乗じて得た額

(2) 第 3番目以降の教育・保育給付認定子ども 0円

(名古屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部改正)

第 2条 名古屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例（平成26年名古屋市条例第59号）の一部を次のように改正
する。

第 3条及び第 5条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」
に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月 1日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、利用者負担額を改定する等の必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)
(現 行)

1 名古屋市子ども・子育て支援法施行条例 (抜すい)

(利用者負担額)

第 2 条 法第27条第 3項第 2号、法第28条第 2項各号^{及び}_{並びに}法第30条第 2項第 2号^{から}_{及び}第 4号^{まで}に規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額 (名古屋市立幼稚園の利用に係る額を除き、~~法第27条第 3項第 2号、法第28条第 2項第 1号^{並びに}_{及び}法第30条第 2項^{第 3号及び}_{第 4号}の場合にあっては、教育・保育給付 1号認定子ども (法第19条第 1項第 1号に掲げる小学校就学法第19条第 1項第 1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもをいう。) 又は教育・保育給付 2号認定子ども (同項第 2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもをいう。以下同じ。)~~ (次項に規定する教育・保育給付特定 2号認定子どもを除く。附則第 2項において同じ。)) に係る額に限る。) は、^{0円}~~別表第 1の各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分欄に掲げる世帯に対応して、それぞれ同表の利用者負担額基準月額欄に掲げる額とする。~~

2 法第27条第 3項第 2号、法第28条第 2項第 1号、法第29条第 3項第 2号並びに法第30条第 2項第 1号、第 3号及び第 4号に規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額 (法第27条第 3項第 2号、法第28条第 2項第 1号^{並びに}_{及び}法第30条第 2項^{第 3号及び}_{第 4号}の場合にあっては、~~教育・保育給付特定 2号認定子ども (教育・保育給付 2号認定子どものうち、満 3歳に達項第 2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども (以下「2する日以後の最初の 3月31日までの間にあるものをいう。以下同じ。)~~ 又は~~号認定子ども」という。)~~

教育・保育給付 3号認定子ども（法第19条第 1項第 3号に掲げる小学校就学同項第 3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（以下「前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもをいう。以下同じ。）に係る 3号認定子ども」という。）

額に限る。）は、別表第 2 の各月初日の教育・保育給付 支給認定保護者の属する世帯の階層区分欄に掲げる世帯に対応して、それぞれ同表の利用者負担額基準月額欄に掲げる額とする。

（罰則）

第 3 条 市長は、正当な理由なしに、法第13条第 1項 （法第30条の 3において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者に対し10万円以下の過料を科する。

第 4 条 市長は、正当な理由なしに、法第14条第 1項 （法第30条の 3において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者に対し10万円以下の過料を科する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年 4月 1日 （以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 法附則第 6条第 4項に規定する特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額 （教育・保育給付 2号認定子どもに係る額に限る。）は、0円は、別表第 2 の各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分欄に掲げる世帯に対応して、それぞれ同表の利用者負担額基準月額欄に掲げる額とする。

- 3 法附則第 6 条第 4 項に規定する特定保育所における保育に係る保育認定子ども
法附則第 9 条第 1 項第 1 号イ、同項第 2 号イ(1)、同号ロ(1)、同項第 3
どもの年齢等に応じて定める額（教育・保育給付特定 2 号認定子ども又は教
号イ(1) 及び同号ロ(1) に規定する政令で定める額を限度として市町村が定
育・保育給付 3 号認定子どもに係る額に限る。）は、別表第 1 の各月初
 日の教育・保育給付支給認定保護者の属する世帯の階層区分欄に掲げる世帯に対
 応して、それぞれ同表の利用者負担額基準月額欄に掲げる額とする。
- 4 法附則第 9 条第 1 項第 1 号イ、第 2 号イ(1) 及びロ(1) 並びに第 3 号イ
施行日の前日において、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関す
(1) 及びロ(1) に規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額は、
る教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の
0 円とする。
施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）第 6 条の
規定による改正前の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 9 項
に規定する家庭的保育事業の利用をし、又は同法第 39 条第 1 項に規定する保
育所に入所をしている小学校就学前子どもの支給認定保護者（市長が別に定
める者を除く。）に係る法第 27 条第 3 項第 2 号及び法第 29 条第 3 項第 2 号に
規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額は、第 2 条第 2 項及
び附則第 2 項の規定にかかわらず、平成 27 年 8 月 31 日までの間、附則別表の
各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分欄に掲げる世帯に対応し
て、それぞれ同表の利用者負担額基準月額欄に掲げる額とする。

附則別表

各月初日の支給認定保護者の属する 世帯の階層区分	利用者負担額基準月額			
	保育標準 時間の認 定を受け た 2 号認 定子ども	保育短時 間の認定 を受けた 2 号認定 子ども	保育標準 時間の認 定を受け た 3 号認 定子ども	保育短時 間の認定 を受けた 3 号認定 子ども

A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）による支援給付を受けている者（単給者を含む。）の属する世帯		0円	0円	0円	0円
B	A階層を除き、平成25年分の所得税を課されていない世帯であって平成25年度分の市町村民税が右の区分に該当する世帯	非課税	2,500円	2,500円	3,800円	3,800円
C ₁		均等割の額のみ（所得割非課税）	3,700円	3,700円	5,700円	5,700円
C ₂		所得割の額が10,000円未満	4,300円	4,300円	6,400円	6,300円
C ₃		所得割の額が10,000円以上	5,800円	5,800円	7,500円	7,400円
C ₄	A階層を除き、平成25年分の所得税の額が右の区分に該当する世帯	1,900円未満	8,500円	8,400円	11,200円	11,100円
C ₅		1,900円以上 9,400円未満	10,800円	10,700円	13,900円	13,700円
C ₆		9,400円以上 18,800円未満	13,200円	13,000円	17,500円	17,300円
C ₇		18,800円以上 37,500円未満	16,100円	15,900円	22,100円	21,800円
C ₈		37,500円以上 56,300円未満	18,400円	18,100円	25,800円	25,400円
C ₉		56,300円以上 75,000円未満	20,700円	20,400円	29,400円	29,000円
C ₁₀		75,000円以上 127,500円未満	22,800円	22,500円	34,900円	34,400円

C11	127,500円以上 202,500円未満	25,800円	25,400円	42,700円	42,000円
C12	202,500円以上 277,500円未満	28,300円	27,900円	50,300円	49,500円
C13	277,500円以上 465,000円未満	28,600円	28,200円	58,300円	57,400円
C14	465,000円以上 652,500円未満	28,700円	28,300円	63,400円	62,400円
C15	652,500円以上 1,037,200円未満	28,800円	28,400円	63,900円	62,900円
C16	1,037,200円以上	28,900円	28,500円	64,000円	63,000円

備考

1 支給認定保護者の属する世帯の階層区分は、支給認定保護者、その配偶者並びに支給認定保護者及びその配偶者と同一の世帯に属し、生計を一にしている者で、次に掲げる事由に該当する者の収入及び市町村民税又は所得税の納付額により認定する。

(1) その者の地方税法（昭和25年法律第 226号）の規定による市町村民税又は所得税法（昭和40年法律第33号）の規定による所得税を算定する場合において、支給認定子どもをこれらの法律に規定する扶養親族としていること。

(2) その者が健康保険法（大正11年法律第70号）その他の医療保険に関する法律に規定するところにより、支給認定子どもを被扶養者としていること。

(3) その者の収入及び市町村民税又は所得税の納付額がその世帯に属する他の者より多いこと。

2 1の支給認定保護者の属する世帯の階層区分の認定の基準は、次のとおりとする。

(1) 市町村民税の所得割を課されている者が複数あるときは、それぞれの市町村民税の所得割の額の合算額をもって認定する。

(2) 所得税を課されている者が複数あるときは、それぞれの所得税の額の合算額をもって認定する。

3 利用者負担額基準月額欄における保育標準時間とは子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項本文に規定する1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育の利用をいい、保育短時間とは同項本文に規定する1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の保育の利用をいう。

4 利用者負担額基準月額欄における3号認定子どもとは、年度の初日の前日において満3歳に達していない支給認定子どもをいい、その支給認定子どもがその年度の途中で満3歳に達した場合においても、その年度中は、3号認定子どもとみなす。

5 支給認定保護者の属する世帯がB階層であって、次に掲げる世帯に該当する場合における利用者負担額基準月額は、この表にかかわらず、0円とする。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で現に支給認定子どもを扶養しているものの属する世帯

(2) 次に掲げる者の属する世帯

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳又は市長が発行する愛護手帳の交付を受けている者

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条に定める特別児童扶養手当の支給の対象となる要件に該当する障害児

エ 国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金等の

支給を受けている者

(3) 生活の状態が特に困窮していると市長が認めた世帯

- 6 支給認定保護者が子ども（児童福祉法第27条第1項第3号の規定により里親に委託され、又は市長が別に定める施設に入所していないものをいう。）を3人以上（3号認定子どもを1人以上含む場合に限る。）監護し、かつ、これらの子どもと生計を同じくする場合には、この表にかかわらず、当該子どものうち、その出生の最も早いものから順次に数えて第3番目以降の3号認定子どもに係る利用者負担額基準月額は、0円とする。

別表第1

(略)	
各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分	利用者負担額基準月額
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）又は中国残留邦人等支援法による支援給付を受けている者（単給者を含む。）の属する世帯 0円
B	A階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあつては前年度分）の市町村民税非課税の世帯 2,500円
C ₁	A階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあつては前年度分）の市町村民税が均等割の額のみ（所得割非課税）の世帯 3,000円
C ₂	A階層を除き、当該年度分（4月
C ₃	43,800円以上 77,101円未満
C ₄	77,101円以上 110,000円未満
C ₅	110,000円以上 211,201円未満
C ₆	211,201円以上 270,901円未満
C ₇	270,901円以上

備考

- 1 附則別表備考第 2 項第 1 号及び第 5 項の規定は、この表の場合について準用する。
- 2 支給認定保護者の属する世帯の階層区分は、支給認定保護者、その配偶者並びに支給認定保護者及びその配偶者と同一の世帯に属し、生計を一にしている者で、次に掲げる事由に該当する者の収入及び市町村民税の納付額により認定する。
 - (1) その者の地方税法の規定による市町村民税を算定する場合において、支給認定子どもを同法に規定する扶養親族としていること。
 - (2) その者が健康保険法その他の医療保険に関する法律に規定するところにより、支給認定子どもを被扶養者としていること。
 - (3) その者の収入及び市町村民税の納付額がその世帯に属する他の者より多いこと。
- 3 市町村民税の所得割の額とは、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第 2号）第 1条の規定による改正前の地方税法第 314条の 3第 1項の規定を適用して算定した所得割（同法第 328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（子ども・子育て支援法施行規則第20条に定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額）をいう。
- 4 支給認定保護者の属する世帯がC₁階層からC₇階層までのうち規則で定めるものであって、次に掲げる世帯に該当する場合における利用者負担額基準月額、この表にかかわらず、規則で定める。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6条第 1項に規定する配偶者のない女子又は同条第 2項に規定する配偶者のない男子で現に支給認定子どもを扶養しているものの属する世帯
 - (2) 次に掲げる者の属する世帯
 - ア 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳又は市長が発行する愛護手帳の交付を受けている者
 - イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 3条に定める特別児童扶養手当の支給の対象となる要件に該当する障害児
 - エ 国民年金法による障害基礎年金等の支給を受けている者
 - (3) 生活の状態が特に困窮していると市長が認めた世帯
- 5 支給認定保護者の属する世帯がB階層からC₅階層までであって、当該支給認定保護者が子ども（児童福祉法第27条第 1項第 3号の規定により里親に委託され、又は市長が別に定める施設に入所していないものをいう。）を 3人以上（支給認定子ども（年度の初日の前日において満 3歳に達していない者に限る。以下この項において同じ。）を 1人以上含む場合に限る。）を 監護し、かつ、これらの子どもと生計を同じくする場合には、この表にかかわらず、当該子どものうち、その出生の最も早いものから順次に数えて第 3番目以降の支給認定子どもに係る利用者負担額基準月額（学校教育法（昭和22年法律第26号）第

1条に規定する幼稚園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項又は第3項の認定を受けたもの及び同条第9項の規定による公示がされたものを含む。）の利用に係る額を除く。）は、0円とする。

6 同一の世帯に属する2人以上の子ども（規則で定める子どもに限る。以下この項において同じ。）がいる場合（前項が適用される場合を除く。）において、当該子どものうち、その出生の最も早いものから順次に数えて第2番目以降の支給認定子どもの利用者負担額基準月額については、次の各号に掲げる支給認定子どもの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第2番目の支給認定子ども この表に定める額に2分の1を乗じて得た額。ただし、支給認定保護者の属する世帯がB階層及びC1階層である場合にあっては、0円とする。

(2) 第3番目以降の支給認定子ども 0円

別表第2

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額基準月額				
		保育標準時間の認定を受けた2号認定子ども	保育短時間の認定を受けた2号認定子ども	保育標準時間の認定を受けた3号認定子ども	保育短時間の認定を受けた3号認定子ども	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）又は中国残留邦人等支援法による支援給付を受けている者（単給者を含む。）の属する世帯	0円	0円	0円	0円	
B	A階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあつては前年度分）の市町村民税非課税の世帯	2,500円	2,500円	3,800円	3,800円	
C1	A階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあつては前年度分）の市町村民税が均等割の額のみ（所得割非課税）の世帯	3,700円	3,700円	5,700円	5,700円	
C2	A階層を除き、当該年度分（4月から8月までに	10,000円未満	4,300円	4,300円	6,400円	6,300円
C3	8月までに	10,000円以上 40,800円未満	5,800円	5,800円	7,500円	7,400円

C ₄	あつては前年度分)の市町村民税の所得割の額が右の区分に該当する世帯	40,800円以上 43,800円未満	8,500円	8,400円	11,200円	11,100円
C ₅		43,800円以上 55,200円未満	10,800円	10,700円	13,900円	13,700円
C ₆		55,200円以上 67,000円未満	13,200円	13,000円	17,500円	17,300円
C ₇		67,000円以上 88,800円未満	16,100円	15,900円	22,100円	21,800円
C ₈		88,800円以上 110,000円未満	18,400円	18,100円	25,800円	25,400円
C ₉		110,000円以上 131,600円未満	20,700円	20,400円	29,400円	29,000円
C ₁₀		131,600円以上 180,000円未満	22,800円	22,500円	34,900円	34,400円
C ₁₁		180,000円以上 236,800円未満	25,800円	25,400円	42,700円	42,000円
C ₁₂		236,800円以上 281,000円未満	28,300円	27,900円	50,300円	49,500円
C ₁₃		281,000円以上 351,500円未満	28,600円	28,200円	58,300円	57,400円
C ₁₄		351,500円以上 411,800円未満	28,700円	28,300円	63,400円	62,400円
C ₁₅		411,800円以上 518,000円未満	28,800円	28,400円	63,900円	62,900円
C ₁₆		518,000円以上	28,900円	28,500円	64,000円	63,000円

備考

附則別表備考第 2 項第 1 号及び第 3 項から第 6 項までの規定並びに別表第 1 備考第 2 項から第 4 項まで及び第 6 項の規定は、この表の場合について準用する。この場合において、別表第 1 備考第 4 項中「C₇階層」とあるのは「C₁₆階層」と、同表備考第 6 項中「前項が適用される」とあるのは「附則別表備考第 6 項が準用される」と読み替えるものとする。

2 名古屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（抜すい）

(防犯)

第 3 条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保

育施設等」という。)は、教育・保育給付
支給認定子どもの安全を確保するため、
防犯に関し必要な措置を講じなければならない。

(食料及び飲料水の備蓄)

第 5 条 特定教育・保育施設等は、非常災害に備え、教育・保育給付
支給認定子ども及び職員の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄するよう努めなければならぬ。

(参考 2)

参 照 条 文

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）抜すい 新旧対照

(改正後)
(改正前)

(市町村の認定等)

第20条 (略)

2 }
3 } (略)

4 市町村は、第 1項及び前項の認定（以下「教育・保育給付支給認定」という。）
を行ったときは、その結果を当該教育・保育給付支給認定に係る保護者（以下「教育・保育給付支給認定保護者」という。）に通知しなければならない。この場
合において、市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該教育・保育給付支給
付認定に係る小学校就学前子ども（以下「教育・保育給付支給認定子ども」とい
う。）の該当する前条第 1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育
必要量その他の内閣府令で定める事項を記載した認定証（以下「支給認定証」
という。）を交付するものとする。

5 }
6 } (略)
7 }

(準用)

第30条の 3 第12条から第18条までの規定は、子育てのための施設等利用給付
について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定め
る。

令和元年第13号議案

名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部改正について

名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和元年6月14日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市立学校の授業料等に関する条例（昭和22年名古屋市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに名古屋市立の幼稚園の授業料」を削り、同条に次の1項を加える。

2. 名古屋市立の幼稚園の授業料は、徴収しないものとする。

「別表（第1条関係）
別表中 高等学校」を「別表（第1条関係）」に改め、同表幼稚園の表を削る。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、幼稚園の授業料について、規定を整備する必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
(現 行)

名古屋市立学校の授業料等に関する条例 (抜すい)

(授業料等の額)

第 1 条 名古屋市立の高等学校の授業料、入学料、入学検定料及び聴講料~~並び~~

~~に名古屋市立の幼稚園の授業料~~ (以下「授業料等」という。) の額は、別表
のとおりとする。

2 名古屋市立の幼稚園の授業料は、徴収しないものとする。

別表 (第 1 条関係)

高等学校

(略)

幼稚園

区分	授業料の額 (月額)		
	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
A 生活保護法 (昭和25年法律第 144 号) による被保護世帯 (単給世帯を含む。) 又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第 30 号) による支援給付を受けている者 (単給者を含む。) の属する世帯	0円	0円	0円
A階層を除き、当該年度分 (4 月から 8 月			

B	までにあつては前年度分)の市町村民税非課税の世帯又は市町村民税が均等割の額のみ(所得割非課税)の世帯		3,000円	0円	0円
C ₁	A階層を除き、当該年度分(4月から8月までにあつては前年度分)の市町村民税の所得割の額が右の区分に該当する世帯	77,100円以下	7,700円	4,900円	0円
C ₂		77,101円以上 211,200円以下	8,200円	4,900円	0円
C ₃		211,201円以上 270,900円以下	8,200円	4,900円	0円
C ₄		270,901円以上	8,200円	4,900円	0円

備考

- 1 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第27条第3項第2号並びに法第28条第2項第1号及び第3号に規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額は、この表の授業料の額(月額)欄に掲げる額とする。
- 2 区分は、各月初日の法第20条第4項に規定する支給認定保護者(以下「支給認定保護者」という。)、その配偶者並びに支給認定保護者及びその配偶者と同一の世帯に属し、生計を一にしている者で、次に掲げる事由に該当する者の収入及び市町村民税の納付額により認定する。
 - (1) その者の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税を算定する場合において、法第20条第4項に規定する支給認定子ども(以下「支給認定子ども」という。)を地方税法に規定する扶養親族としていること。
 - (2) その者が健康保険法(大正11年法律第70号)その他の医療保険に関する法律に規定するところにより、支給認定子どもを被扶養者としていること。
 - (3) その者の収入及び市町村民税の納付額がその世帯に属する他の者より多いこと。
- 3 2の区分は、市町村民税の所得割を課されている者が複数あるときは、それぞれの市町村民税の所得割の額の合算額をもって認定する。
- 4 市町村民税の所得割の額とは、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法第314条の3第1項の規定を適用して算定した所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)の額(子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第20条に定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額)をいう。
- 5 区分がB階層であつて、次に掲げる世帯に該当する場合における授業料の額は、この表にかかわらず、

0円とする。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で現に支給認定子どもを扶養しているものの属する世帯

(2) 次に掲げる者の属する世帯

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳又は市長が発行する愛護手帳の交付を受けている者

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条に定める特別児童扶養手当の支給の対象となる要件に該当する障害児

エ 国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金等の支給を受けている者

(3) 生活の状態が特に困窮していると市長が認めた世帯

6 区分がC1階層からC4階層までのうち教育委員会規則で定めるものであって、前項各号に掲げる世帯に該当する場合における授業料の額は、この表にかかわらず、教育委員会規則で定める。

7 第1子とは支給認定保護者の属する世帯の子ども（教育委員会規則で定める子どもに限る。）（以下「世帯子ども」という。）のうち、その出生の最も早い者から順次に数えて第1番目の子どもをいい、第2子とは世帯子どものうち、その出生の最も早い者から順次に数えて第2番目の子どもをいい、第3子以降とは世帯子どものうち、その出生の最も早い者から順次に数えて第3番目以降の子どもをいう。

8 入園した日の属する月にあつては、この表の授業料の額（月額）欄に掲げる額に、7,000円をそれぞれ加算して得た額を徴収する。ただし、名古屋市立の幼稚園に在園した後再び入園する場合は、この限りでない。

令和元年第14号議案

名古屋市消防関係事務手数料条例の一部改正について

名古屋市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和元年 6月14日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例

名古屋市消防関係事務手数料条例（昭和34年名古屋市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表危険物製造所等の設置の許可の項中「1,580,000円」を「1,590,000円」に、「1,940,000円」を「1,950,000円」に、「2,260,000円」を「2,270,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、浮き屋根を有する特定屋外タンク貯蔵所等の設置の許可の申請に対する審査に係る手数料の額を改定する必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
(現 行)

名古屋市消防関係事務手数料条例 (抜すい)

別表

区 分		手 数 料 の 額		
(略)				
危険物製造所等の設置の許可	(略)			
	貯蔵所	(略)		
		浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	(略)	
			危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	1,590,000円
				1,580,000円
				(略)
	危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	1,950,000円 1,940,000円		
	危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	2,270,000円 2,260,000円		
	(略)			
	(略)			
(略)				

(略)



